

肝付町農業委員会委員募集



肝付町及び肝付町農業委員会では、現在の農業委員の任期が令和8年8月31日をもって満了となるため、肝付町農業委員会委員を募集します。

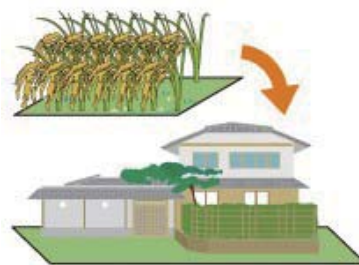
募集人数	16人
任期	令和8年9月1日～令和11年8月31日（3年間）
身分	肝付町の非常勤の特別職職員
報酬月額	肝付町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例による
業務内容	(1) 農地の権利移動・転用の許可等に関連する審議及び決定、並びに農地利用最適化推進委員と連携した現場活動 (2) 担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等に伴う現地調査及び指導並びに監視業務等 (3) 農家からの相談対応及び農家への助言・指導

■申込期間

4月6日（月）～5月8日（金）【必着】
書類提出先
〒893-1207 肝属郡肝付町新富98番地
肝付町役場 総務課

■応募書類

書類については、町ホームページからダウンロードいただくか、総務課、内之浦総合支所町民生活課、岸良出張所の窓口にお越しください。



■推薦を受ける者及び応募する者の資格

- (1) 農業委員になるためには、**農業者または農業者が組織する団体等から推薦を受けるか、または自ら応募する必要があります。**推薦を受ける、または、応募することができるのは、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者です。
- (2) 次のいずれかに該当する者は、農業委員となることができません。
 - ① 肝付町が設置する他の附属機関等の委員で兼務を禁止している者
 - ② 肝付町の職員
 - ③ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ④ 拘禁刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団若しくはこれらと密接な関係を有する者



■選任方法

推薦書及び応募届出書に記載された内容をもとに、募集の要件を満たしているかなど肝付町農業委員候補者評価委員会で公正に審査し、町長が議会の同意を得て選任します。

■情報の公開

申込期間の中間及び終了後に、町のホームページ等で推薦を受けた者及び応募した者に関する氏名、職業、年齢等を公表します。

■個人情報の取扱い

提出された書類は一切返却しません。なお、選任において取得した個人情報は、選任に関する事務以外の目的では使用しません。

※詳細については、ホームページをご覧ください。総務課までお問い合わせください。

書類の提出・お問い合わせ先 肝付町役場 総務課 ☎ 0994(65)2511